

(保護者向) クロームブック家庭活用ガイドライン

1 目的

緊急事態下での学習の機会の提供に向けて、自宅でのオンライン学習ができるようにクロームブックを活用した家庭での自宅学習を行う際に必要なルールを示す。

2 必要な物品

自宅学習（オンライン学習）を行うためには、原則、クロームブックと回線（インターネット接続環境）が必要となる。

<考慮すべき事項>

- (1) 端末（登別市では各児童にクロームブック（クロームOSのタブレットキーボード付きタブレット端末で画面が大きくタッチ操作できる機器）
- (2) 回線：無線（Wi-Fi）・携帯通信（LTE）など、インターネットの利用ができる接続手段
 - ※家庭の無線（Wi-Fi）環境への接続は、保護者が行うこと
 - ※テザリングなどの携帯通信（LTE）では、利用に際しパケット量が多く発生するので注意すること
 - ※教育委員会が必要と判断した際には、登別市教育委員会が児童生徒に貸与しているクロームブックを保護者に貸し出すことを可能とする。ただし、回線使用料は、保護者負担とする。

3 利用における注意事項

※利用者は、次のことを順守すること。

- (1) 端末の回線接続に関するサポートは、学校では行いません。
- (2) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- (3) 端末のそばでの飲食は禁止とする。（端末を机の上に置いたままその机の上で食事するなど）
- (4) Google アカウントのユーザーIDとパスワードは、他人に教えないこと。
- (5) 端末を持ち帰った場合は、自宅で充電を行うこと。

(6) 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。

※学校から持ち出すことで、クロームブックは保守・保障・保険の対象外となる。

※破損等の不具合が生じた場合は、遅延なく学校へ報告すること。

※不具合時には、「事故報告書（発生日時・状況・対処・改善策等）」の提出を要する。

(7) USB メモリ等の外部装置・周辺機器接続及び利用を禁止する。

(8) 学校から指示のないファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止する。

(9) 学校に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信は禁止する。

(10) 学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板等への投稿）などは禁止する。

4 その他

- 本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会と協議の上、対処を決定する。
- 不適切な使用があった場合にはクロームブックの貸与、使用を禁止とする。
- 通常の使い方をしなかった場合の破損、持ち運び時の破損や盗難などの場合には、弁償をしていただきます。

クロームブックの家庭使用時における破損・紛失等の連絡は

若草小学校 86-7513 （教頭または教務主任まで）